

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 二ノ宮 健治

1 日 時

令和4年9月21日（水） 午後1時00分から
午後3時45分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

二ノ宮健治、後藤慎太郎、三浦正臣、元吉俊博、御手洗吉生、羽野武男、玉田輝義、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦、猿渡久子、小川克己

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案のうち本委員会部分については可決すべきものと、請願20及び継続請願16については継続審査とすべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第73号議案及び第74号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情49について質疑を行った。
- (4) 公社等外郭団体の経営状況について、大分県長期総合計画の実施状況について及び大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県外所管事務調査について、行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 飛鷹真典
政策調査課調査広報班 主査 吉野美穂

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和4年9月21日（水）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：00～13：15

(1) 合い議案件の審査

第73号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

第74号議案 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

(2) その他

3 生活環境部関係 13：15～14：10

(1) 付託案件の審査

継続請願 16 犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて

(2) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

④令和3年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果について

⑤大分県地域防災計画の修正について

⑥日出生台演習場の使用等に関する協定の更新について

(3) その他

4 福祉保健部関係 14：10～15：20

(1) 付託案件の審査

第70号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)(本委員会関係部分)

請願 20 物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について

(2) 付託外案件の審査

陳情 49 潜在看護師の活用を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について

②公立大学法人大分県立看護科学大学の令和3事業年度の業務実績に関する評価結果について

③公社等外郭団体の経営状況等について

④大分県長期総合計画の実施状況について

⑤大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」の進捗状況について

- ⑥内容統制評価報告書について
(4) その他

5 協議事項

15 : 20 ~ 15 : 30

- (1) 閉会中の継続調査について
(2) 県外所管事務調査について
(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

二ノ宮委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員、小川議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、請願1件、継続請願1件及び陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった2件のうち、まず、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 二ノ宮委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてはBA.5への置き換わりが進んだ7月以降、再び急拡大し、日によっては3千人を超すなど、新規感染者数はかつてない規模で推移してきました。ここ最近はようやく落ち着きを見せ、減少傾向にはありますが、いまだ安心できる状況にはないと考えています。当院においては、引き続き感染状況に注視しながら、しっかりと対応します。

本日は、総務企画委員会からの合い議案件の審査として、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等についての2議案について、御審議のほどよろしく願います。

首藤総務経営課長 第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明します。

議案書は20ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

資料の2ページをお開きください。

まず、1の制定理由についてですが、知事部局が高齢者部分休業制度に関する条例を新たに制定することにあわせて、病院局においても同様に、職員の定年引上げを踏まえた高年齢の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務時間の一部を休業可能とする、高齢者部分休業制度を導入、運用するものです。

次に、2の制度概要の表を御覧ください。

まず、対象職員は55歳以上の職員です。休業期間の始期は55歳に達した日の翌年度の4月1日以降とし、終期は定年退職日までとなります。休業時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内となります。給与等については、勤務しない1時間につき1時間当たりの額を減額します。

休業時間の延長については、公務の運営に支障がない場合は可能となります。また、既に承認している休業の取消と短縮については、職員の同意を得た上で可能としています。

退職手当については、勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算します。なお、表の下に参考として記載していますが、具体的なニーズとして、家族の介護や職員自身の体力低下などが想定されています。

最後に3の施行期日ですが、定年引上げ関係条例の施行日と同様に、令和5年4月1日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等は

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないようなので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

首藤総務経営課長 第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明します。

議案書は22ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の改正理由についてですが、定年引上げに係る改正国家公務員法及び改正地方公務員法が令和5年4月1日から施行されることを踏まえ、定年制度の見直し等に関し必要な事項を定めるものです。なお、今回の改正は、知事部局が所管する職員の定年等に関する条例の一部改正をベースに、関連する全24本の条例を改正、廃止するものです。

それでは、2の改正内容(1)の定年引上げ制度の概要を御覧ください。

まず、定年の引上げですが、現行の定年60歳を令和5年度から令和13年度にかけて段階的に引上げ、65歳へと改めます。医師及び歯科医師についても同様に、65歳から70歳へと改めます。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度、給与に関する措置を新設します。また、段階的引上げ期間中に限り暫定再任用制度を存置します。なお、医師及び歯科医師の定年引上げについては特例定年とするた

め、役職定年制や給与の減額措置の適用はありません。

次のページをお開きください。

4ページは一般行政職、5ページは医師等における定年の段階的引上げのイメージ図となりますが、御覧のとおり2年に1歳ずつ定年年齢を上げます。

次に、3の施行期日ですが、国の改正法の施行期日と同様に令和5年4月1日としていますが、情報提供・意思確認については今年度中に実施する必要があることから、こうした一部の規定等については公布日又は本年10月1日としています。

最後に、6ページをお開きください。今回改正及び廃止となる条例の一覧です。改正条例ごとにそれぞれ主な改正内容を整理しており、病院局が所管する条例は、6大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例です。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないようなので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

二ノ宮委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員、小川議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて執行部の説明を求めます。

岡本防災局長 付託案件の説明に先立ち、まず、台風第14号の被害状況について御報告します。最新の災害情報を資料2ページ以降に添付しているので御覧ください。

大型で猛烈な台風第14号は、17日夜から風や雨が強くなり、19日明け方に大分県に最接近、同日16時頃には暴風域を抜きました。この期間、佐伯市蒲江で観測史上最大の瞬間風速50.4メートルを記録するなど各地で強風が吹き荒れ、佐伯市宇目で総雨量が500ミリメートルを超えるなど長い時間にわたって大雨が降り続けました。

県では、過去に例がないほど危険とされた台風第14号に備えるため、接近前の17日13時に災害対策連絡室を設置し、18日8時30分に災害対策連絡室から災害警戒本部に切り替え、同日13時には知事を本部長とする災害対策本部を立ち上げました。加えて、台風により甚大な被害が発生するおそれがあったため、18日に県内全ての市町村を対象に災害救助法の事前適用を決定しました。

人的被害については、強風による転倒などにより重傷者3人、軽傷者6人が発生しましたが早めの避難呼びかけや避難所開設により、死亡者や行方不明者はゼロとなっています。また、建物被害は住家27件、非住家14件の計41件となっていますが、床上床下浸水の数については市町村が現在調査中です。

このほか、倒木や土砂流入等による県管理道178件など、インフラ、ライフラインにも多数被害が発生しています。

引き続き、被害の情報収集に努め、事後の対

策についても万全を期していきます。

若松食品・生活衛生課長 資料8ページを御覧ください。

継続請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて報告します。

次の9ページを御覧ください。

前回の常任委員会で、実際に殺処分に関わる当事者の意向も大事という御意見をいただきました。これを受け、県の衛生部局に勤務する獣医師及び動物愛護センターに勤務する可能性のある大分市の獣医師合計42名に対し、殺処分方法に対する意識調査を行いました。本日は、その結果について報告します。

問1は犬猫を注射により殺処分することを担当する場合、どのように感じるかという設問です。強く抵抗があり、担当できないが14%、業務であれば対応するが、できればしたくないが59%、合計73%、31名となっています。

次に、問2はやむを得ず注射による殺処分を行う場合、1日に処置できる頭数は何頭程度かという設問です。何頭でも実施できると回答した職員もいますが、1頭から5頭と回答した職員が黄色の部分で37%、13名と最も多くなっています。

最後に、問3は公務員獣医師としてやむを得ず犬猫を殺処分することに対し、どのような考えを持っているかという設問です。9割近くの職員が思うところがあると回答しており、回答の一部を右下に記載していますが、注射とガスとでは精神的苦痛の大きさは全く違うなどの意見がありました。

今回の意識調査から、1頭ずつ注射により殺処分することは、多くの公務員獣医師にとって精神的負担が大きいこと、1日当たりの処分頭数も限られることが判明しました。

まずは、処分頭数そのものを減らすため、引き続き、引取頭数の削減や譲渡促進に向けた取組を進めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

後藤副委員長 今、説明があったとおりでと思

います。前回もお話ししましたが、職員の精神的苦痛とか負担が大きいとっていて、だったらどうするかと。紹介議員になっている手前、皆さんに知っていただきたいのですが、この請願は殺処分を減らすことを前提に出しており、安楽死を求めることが全てではないことを、会の方から伺っています。

ただ、今回これを取り下げるのはまたちょっと。殺処分をなくすとか減らすにはどうすればいいのかを忘れないでほしい。そこを何とか行政に考えてもらいたいという会の皆さんの思いがあるので、できたら継続にさせていただきたい。

大分県の皆さんに殺処分を減らすよう協力してもらえないかとの話は聞いています。だから、また話を聞いていただければと思って、どうかそういう形で残していただきたい。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。継続審査の申出がありました。皆さんどうでしょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 では、御異議はないので、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

二ノ宮委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

若松食品・生活衛生課長 資料10ページを御覧ください。

生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

当部が所管する団体は、資料左側、出資比率が25%以上の指定団体ではNo. 8公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、また資

料右側、出資比率が25%未満のその他の出資等団体ではNo. 5公益財団法人大分県環境管理協会の計2団体となっています。

次の11ページの左側を御覧ください。

食品・生活衛生課が所管する大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を御報告します。

項目2のとおり、県の出資金は200万円、出資比率は40%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されています。主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業に対する相談や指導、後継者育成支援、経営指導のための調査などを行っています。

項目4の3年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は12万4千円の赤字となっています。これは、団体が定める退職金の給付規程に基づき退職給付引当金を積み立てたこと等によるものです。赤字は一時的なものであり、今年度の正味財産増減額は黒字になる見込みです。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化した事業者に対する支援が求められています。また、事業者に対し効率的に指導、情報発信を行うためには組合への加入率を増やす必要があります。

項目6の対策及び処理状況ですが、センターでは融資や各種補助金活用のため、弁護士、税理士、社会保険労務士等と連携した相談指導、感染拡大防止を目的に作成された業種別ガイドライン実施状況の現地確認を行い、積極的な事業者支援を行っています。また、センターや各組合の取組をまとめたパンフレットを作成、新規開業者に配布し、組合への加入促進に向けた取組を行っています。

嶋崎循環社会推進課長 次に、資料右側を御覧ください。

循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況を御報告します。

項目3の事業内容ですが、この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の

水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

項目4の3年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は4億5,558万7千円となっており、当期正味財産増減額は1,713万9千円の増額となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、法定検査とは浄化槽管理者に義務付けられたもので浄化槽が適正に維持管理され、適切に排水処理が行われているかを確認するものであり、この受検率については40%台を推移し、近年は改善傾向ではあるものの、その向上が課題であると考えています。

項目6の対策及び処理状況ですが、引き続き、受検率向上の取組として受検率の低い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、関係機関と連携し、各種啓発・普及活動等を実施していきます。

今後も当協会と連携を図りながら、合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽維持管理の強化に努めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

小川委員外議員 合併浄化槽は、私自身もその一人かもしれませんが、いつも皆さんが納得できていない部分——各市町村が委託契約で年間数万円を払って処理をして、それに加えて県の調査でまた別に来ている。

これは何の目的があって二重にする必要があるのか。それぞれの市町村で提携している業者に払った中からすればいいじゃないかという声も多いですね。私も勉強不足のところがあるのかもしれませんが、ちょっとお聞きします。

嶋崎循環社会推進課長 浄化槽の維持管理についてですが、保守点検と法定検査があります。保守点検は、法律で管理者が点検、清掃しなければならないと定められており、法定検査は簡単に言えば、三つの点が法的に義務付けられて

いる維持管理の項目にあたります。

保守点検では、年間3回、浄化槽がきちんと動いているかとか、点検業者が維持管理できているかの検査項目が定められています。次に清掃ですが、浄化槽には当然スカムとか汚泥がたまるので、年間1回清掃しなければいけない義務があります。

最後に、多分これが一番分かりにくいかと思いますが、法定検査についてです。浄化槽がきちんと維持管理できているかは通常、保守点検でされていると思います。それが人間の体でいうと、健康が維持できているかどうか。年に1回健康診断を受けることを考えていただければと思います。車では車検、そういった年に1回法的にきちんと保守点検業者、あるいは清掃がうまくいっているか、水質がきちんと適正かの検査も、県の環境管理協会で年1回実施しています。

それに御理解いただけるよう、常日頃から啓発していますが、なかなか十分に理解していただけないところもあることは十分承知しています。引き続き、周知徹底に努めていきたいと考えています。

小川委員外議員 理解せんのが悪いのだろうけれど、恐らく納得できない人たちが滞納しているのではないかと思います。おおむね9割ぐらいは納めているとか、そこらの状況は少し分かりますか。

嶋崎循環社会推進課長 法定検査の中で設置されたとき、最初に受ける7条検査があります。それについてはほぼ100%検査されている状況です。

もう一方で、設置されてから毎年検査を受けなければいけない11条検査がありますが、それについては残念ながら7割5分、約8割の受検率で、この向上のために県の環境管理協会や各市町村と連携して取り組んでいます。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、次に②と③の報告をお願いします。

高橋生活環境部長 12ページを御覧ください。

大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015の実施状況については、別冊で報告しています。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても、Side Books（サイドブックス）の福祉保健生活環境委員会フォルダに掲載しています。これは、大分県長期総合計画の実施状況に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものなので、参考として後ほど御覧ください。

それでは、13ページを御覧ください。

①指標による評価や②指標以外の観点からの評価、③施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように49施策で全体の83.1%となっています。また、やや遅れているC評価は10施策で16.9%となっています。

次に、14ページを御覧ください。

目標指標の進捗状況についてですが、これはプラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達成状況を記載したものです。表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。99指標のうち、3年度進捗状況が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、71指標で全体の71.7%となっています。

一方、90%未満の達成不十分及び80%未満の著しく不十分であったものは28指標となっています。概ね達成以上については、前年度に比べ1.3ポイントのプラスと若干改善していますが、令和元年度は85.5%でしたので2年連続して厳しい状況が続いています。

これは、参加者数や利用者数を指標として設

定しているものもあり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、達成度が伸び悩んでいることによるものです。

15ページには令和3年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）を、別冊の376ページ以降には参考資料として政策、施策ごとの令和3年度の目標値に対する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度が一目で分かるレーダーチャートを示しているため、後ほど御覧ください。

16ページを御覧ください。

総合評価の一覧表を、16ページにⅠ安心、次の17ページにⅡ活力、18ページにⅢ発展と分野別に掲載しています。

この中で、生活環境部に関する施策は、赤枠で囲った部分になりますが、安心の分野の政策欄の4 恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進の（1）から（4）までの四つの施策と、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、（3）から（5）までの三つの施策と、6人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の施策、7多様な主体による地域社会の再構築のうち（2）の施策、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のうち、（2）から（4）の三つの施策、次の17ページですが、活力の分野の政策欄の7女性が輝く社会づくりの推進の施策、次の18ページですが、発展の分野の政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち、（6）の施策となっています。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めているところです。それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に未達成の指標について、主なものを御説明します。

19ページを御覧ください。

まずは、目標を達成している指標です。施策名、食の安全・安心の確保です。中段のⅡ目標指標のii食品営業許可施設のHACCP導入率で、達成度は100%となっています。

これは、食品営業許可施設の衛生管理を見え

る化するため、原材料の受入れや保管、調理など工程ごとに管理、記録するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画を施設毎に作成、導入する取組です。

一番下のⅢ指標による評価のiiに記載しているとおり、ワークショップ型セミナーに加え、個別指導や手引書資料の個別発送、インターネットによる衛生管理計画の作成指導などコロナ禍でも着実に導入を進めることができたため、目標を達成しました。

次の20ページを御覧ください。

今後については、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツに記載しているとおり、現地調査や個別相談などのフォローアップを行い、食品事業者のHACCP定着に取り組んでいきます。

続いて、21ページを御覧ください。

目標を達成している指標で、施策名、未来を担うNPOの育成と協働の推進です。Ⅱ目標指標の県、市町村との協働件数の達成度は102.1%となっています。

これは、一番下のⅢ指標による評価にも記載していますが、NPO現場体験研修を通じて県、市町村職員がNPOに対する理解と知識を深めるとともに、市町村NPO担当課長及び県協働推進員等の会議による情報共有を通じて協働の推進を図ったことによるものです。

次の22ページを御覧ください。

今後については、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツに記載したとおり、企業のNPO現場体験活動を実施し、NPOと企業との協働事例を情報誌等で広報することにより、県民理解の促進を図ります。

続いて、23ページを御覧ください。目標を達成していない指標です。

施策名、すべての主体が参加する美しく快適な県づくりです。Ⅱ目標指標の県民一斉おおいとうつくし大行動参加者数を御覧ください。清掃や植栽活動等を行うおおいとうつくし大行動の参加者数の令和3年度の目標を38万9千人としていましたが、実績は25万5,122人となっており、達成度は65.6%となってい

ます。

これは、一番下のⅢ指標による評価にも記載していますが、感染防止対策を取り入れた活動方法等を情報発信したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の集団で行う活動ができなかったためです。

次の24ページを御覧ください。

今後については、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツに記載したとおり、うつくし推進隊等が行う環境教育や環境保全活動への積極的な支援を行うなど、おおいとうつくし作戦のさらなる浸透を図ります。また、記載はしていませんが、コロナ禍でも個人で取り組める環境保全やエコ活動を、新たにうつくし大行動と位置付け、参加者数の増加を図っていきます。

続いて、25ページを御覧ください。

目標を達成していない指標で、施策名、災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。Ⅱ目標指標のi自主防災組織避難訓練等実施率及び津波浸水想定区域内における防災組織避難訓練等実施率の達成度はそれぞれ50.7%と68%となっています。

これは、一番下のⅢ指標による評価のiにも記載していますが、防災啓発動画のCMやYouTube等による配信、防災研修等のオンライン開催など個人や世帯の防災意識を醸成し、日常から防災について考える機会を創出したものの、新型コロナウイルス感染症のため訓練等の中止が相次いだためです。

次の26ページを御覧ください。

後は、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツに記載したとおり、訓練が低調な地域に対して、地元防災士会などとの協働による避難訓練の実施など、地域に根ざした防災活動の支援に取り組んでいきます。

以上、四つの指標について御説明しました。生活環境部としては、これからも安心・活力・発展プラン2015の着実な実行とともに、変化にもしっかりと対応できるよう現場の声を聞き、大分県版地方創生の実現に向け邁進します。
河野県民生活・男女共同参画課長 27ページ

を御覧ください。第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について説明します。

第5次おおいた男女共同参画プランは、令和3年度から令和7年度を計画期間とし、総合目標に男女共同参画社会の実現を掲げ、様々な取組を行っています。計画期間の初年度である令和3年度の実施状況について御報告します。

次の28ページを御覧ください。

指標として目標を定めている数値の中には、毎年調査が行われないものもあるため、令和3年度の実績が確認できている15の指標をお示ししています。そのうち、4の女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数についてですが、経済5団体と連携した働きかけにより昨年度新たに38社が女性活躍推進宣言を行い、宣言企業は累計で252社となり、達成率は93%と目標に大きく近づいています。各宣言企業では、育休取得や女性管理職の登用促進に取り組むほか、特に製造業や建設業では女性技術者の採用や就労環境の整備などに取り組んでいます。

一方、その上の3雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の達成率は62.4%となっており、男女共同参画社会の実現はまだまだ道半ばの状況です。

引き続き、令和7年度末までの目標達成に向け、県はもとより市町村、企業、地域団体等と連携、協働を図りながら、さらなる取組を進めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

元吉委員 防災士のことで、我々議員はほとんど防災士の資格を取っていると思います。前にも言ったと思いますが、地元での防災士の講習とか研修とかがなく、実際何やったかなと忘れてしまうので、これはやはり県がしっかり言っていただきたい。

私は宇佐市ですが、宇佐市全体とかじゃなくて特に地元、地区別に防災士の再講習をやってもらわないと、どの人が防災士なのかも分からないし、実際に災害が来たときに何か役に立て

るのか、連携できるのかが非常に不安なので、そこら辺はしっかり県から指導していただきたいと思いますが、その点について教えてください。

後藤防災対策企画課長 防災士の養成ですが、防災士の数については全国でも3番目で、また防災士の資格を取った後の研修の声かけはしっかり行っています。

キャリアアップ研修とか防災士の活動をさらに向上するための研修はしていますが、やはりまだ声かけが足りない。もう一つは最近、具体的な災害を想定した訓練で防災士に御活躍いただく場が少なくなっていることもあり、そういった活動ができていないのは否めません。

やっとならコロナも落ち着きつつあるので、防災士に訓練へ参加していただき、その訓練を通じてどういった活動をしていただくのかなど、しっかりと考えていきたいと思っています。

元吉委員 防災士の訓練は、例えば、市単位あるいは県単位でやっても余り意味はないと思います。やはり、自分の近隣の防災士との連携がないと、もし実際に地震が来たときに連絡を取り合っただけでは何かできるかという、恐らく宇佐市ではできないと思います。

資格だけ取って、そういった体系ができていないので、ぜひ細かくやるよう市町村にお願いしたいと思うので、お願いします。

羽野委員 関連ですが、日田市の場合、市を經由して防災士の資格を取った人たちや、市が把握している防災士の資格取得者に対しては、きっちりキャリアアップなり、地区ごとに防災士を集めてハザードマップを点検してもらう取組をやっています。

ただ、県議会議員の防災士は把握していないのか、市が主催の防災士等に限って行う何らかの集会などの呼びかけが全く来ないですね。自治体で、防災士の資格がある人をきっちり把握する作業をしないと。県議会議員は防災士の資格を持っているのですが、自分の住んでいる自治体で、防災士として登録されていないのではと思っています。

恐らく自治体はそれぞれでやっていると思い

ますが、そこら辺の点検をお願いします。

後藤防災対策企画課長 県の防災士の取組における養成は市町村経由で実施しており、市町村の施策の中で、それぞれの地区の防災組織においてしっかりと防災士を養成していただいています。

ゆえに、今の施策自体がそれぞれの地区の自主防災組織を中心として訓練とかをやっていたくようになっているので、御指摘のとおり、市を経由していないそのほかの防災士には、その辺が行き届いていないこともあります。

そういった方でできるだけ広く声かけし、皆さんの力を結集できる形を今後考えていきたいと思えます。

玉田委員 豊後大野市の場合ですが、私は地区の防災士に登録されています。同じ地区の防災士会の会員が集まって会議をしてその責任者を決めますが、私は三重町だから三重町防災士会の幹事になっています。それは、市全体の防災士会の幹事でもあり、そういう連絡体制があります。

今の答弁を聞いて、各市で防災士の運営の仕方は濃淡があるのかなと思いましたが、僕が以前から指摘しているのは、消防団とのつながりも一つ大きな課題だと思うので、そこも含め、いろんな情報収集をして、どういう形がいいかとやらしてもらえばいいなと思っています。要望です。

後藤副委員長 第5次おおいた男女共同参画プランにおいて、誰もが人権を尊重され、威厳を持って暮らせる大分県を目指してしていると思いますが、先日、会派で性的少数者への理解を深める会をしました。

これをもってどうというわけではないのですが、まず我々議員がしっかりそういった性的少数者など、社会的マイノリティへの理解を深めようという意味もあってやりましたが、まだまだ世の中の理解は進んでいないと思います。私自身はそう思っています。

何でこんなに進まないのか、一つは世代間のギャップもあるという話をしています。当然70歳から小学生ぐらいまでの子どもに問題を話

しても、捉え方が違うと思いますが、その点、どうやってプランを進めていくのかとすごく疑問に思っています。

先週の報道特集を見ていたら、旧統一教会の問題で、それは多分教育庁の話でしょうが、家庭教育支援条例が一時期注目され、県で何かそういう条例を作ればいいのではということがあったと。それは一見よさそうに見えますが、内容を見ていたら、男女共同参画と全然結び付かないような内容でした。

今回の末宗議員の質問にもあった靈感商法も問題になっていますが、社会の中に入り込んでくる怖さをすごく感じています。今回のいろんな問題を機に、ぜひ教育関係部局とも話をし、そういった問題がなかったのかも含めてやらしてもらわないと。子どもたちに間違った教育とか偏った教育がいかないといいなと思いました。

本当に男女共同参画プランをやるのであれば、ぜひ何かそういう世の中の理解を深めるためにもう少し、しっかりやらしてもらいたいと最近感じています。進んでいる気が全くしないので、部長、もし何かあったら教えてください。

高橋生活環境部長 御指摘ありがとうございます。確かに、今起きているいろんな問題を見ると、なかなか声かけ以上に進んでいない感じがします。とはいえ、我々も何もやっていないわけではなく、特に、大分県はほかの県よりも頑張っている部分が最近少し出てきました。

女性のチャレンジ賞や、家庭での夫の役割分担が全国で4位になった状況も、少しずつですが出てきているので、そういったものも契機にしながら、頑張っていきたいと思っています。あるいは、今よく言われているのがアンコンシャス・バイアスなどの問題で、我々が気付かないうちに傷つけている人がいることも、少しずついろいろ発信しながらやっていきたいと思っています。

なかなか一気に変わる話ではないですが、そこはぜひ委員の皆様にも御協力いただき、御指導もいただきながら頑張っていきたいと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

三浦委員 時間もかなり押しているので2点、

1点が質問ではなく要望、もう一点が応援の意味を込めて2点。

まず防災士の関係で、聞いていてやはり各市町村でかなり濃淡があるなど。私は日出町ですが、日出町の防災士会に登録しているし、様々な町内の方との総会や研修会に参加しています。ただ名簿を見ると、例えば県職員が入っていない。その辺で、一体化した情報共有の在り方を再度検討されてはいかがかと感じています。

もう一点が、第5次おおいた男女共同参画プランについて、今年の3月ですか、私も政策検討協議会の会長を1年間させていただきました。県議会全ての会派が、男女が生き生きと暮らせる大分県づくりの政策提言をしっかりとめて御手洗議長並びに広瀬知事へ提出しているので、ぜひ参考にさせていただきながら、また、我々協議会としてもしっかりと応援したいと思います。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 時間の関係で要望にとどめますが、災害対応、本当にお疲れ様です。

その中で感じたのが、外国人とか知的障がい者とかに対し、災害に対する備え——台風が近づいているとか、こういう対応をしてくださいとホームページで発信することが大事だと思います。易しい日本語で、ホームページで発信している市町村があります。大阪市などがやっているの、そういう取組も必要ではないかというのが1点。

それと、避難所の状況とか通行止めの道路の状況を、多くの市町村がホームページで見られるようにしていると思いますが、市町村によっては発信が弱いところもあると思うので、その点を県からぜひ進めていただきたい。

もう一つ、女性に対するDV等の問題ですが、日本財団が8月に包括的性教育推進を目指すという提言書を出しています。この観点で進めていくことが大事とっていて、取組を強めていくことが自分自身を守る意識を高めていく、性犯罪などに遭わないようにしていくことにつな

がると思うので、要望しておきます。よろしくお願いします。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないようなので、次に④から⑥の報告をお願いします。

北村環境保全課長 29ページを御覧ください。

令和3年度の大分県における大気環境等の調査結果について、主な項目を御報告します。なお、調査結果には中核市である大分市の状況も含まれます。

まず、1大気環境についてです。(1)大気環境常時監視測定結果ですが、光化学オキシダント以外の物質については全ての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントの環境基準は1時間当たりの値が0.06ppm以下とされており、これを超過した時間が僅かにあったため未達成となりました。基準以下であった時間の割合は94.7%で、注意報の発令基準である0.12ppm以上が継続する状態はありませんでした。その下、(2)有害大気汚染物質調査結果についてです。環境基準を全て達成しました。なお、指針値が定められている1,2-ジクロロエタンは1か所達成しませんでした。

次に、2水環境についてです。(1)公共用水域の水質測定結果について、①健康項目は合計96地点のうち三つの河川でヒ素が環境基準を超過しましたが、これは上流域の休廃止鉱山や温泉に起因する自然由来のものと思われ、水道水等に影響は生じていません。

次に、②生活環境項目については合計64水域で調査した結果、達成しなかった水域が五つありました。原因としては、少雨傾向による藻類の繁殖等の影響が考えられますが、引き続き調査を実施し、注視します。

次の30ページの(2)地下水の水質測定結果について、75本中10本の井戸でヒ素等の環境基準超過がありました。いずれも所有者等に連絡し、飲用しないよう指導しています。

次に、下の3ダイオキシン類についてです。調査した73地点全てにおいて、環境基準を達

成しました。

次に、4自動車騒音の調査結果についてです。主要幹線道路に面しており騒音の影響を受ける地域の住居9万7,122戸の97.3%で、住居等で昼夜ともに環境基準を達成しています。

その下、5環境放射能水準調査の結果です。測定項目のいずれも異常はありませんでした。

本県の環境はおおむね良好な状態で推移しており、環境基準未達成の箇所についても指導や対応を行っており、今後も注視していきます。

後藤防災対策企画課長 31ページを御覧ください。大分県地域防災計画の修正について説明します。

先般9月1日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されたので、概要について御報告します。本年度の修正は大きく二つの柱となっています。

まず一つ目は、国の防災基本計画の修正内容の反映です。熱海市で土石流災害が発生した令和3年7月の大雨災害を踏まえ、盛土対策を強化するとともに、災害時における安否不明者等の公表を定めた基準に基づき実施することを追記しています。また、海底火山噴火に伴う軽石等の除去や、避難所での食物アレルギー対策について修正、追記しています。

二つ目は、県等の防災関連施策の進展による修正です。災害時の交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、災害時交通マネジメント検討会の設置について追記したほか、流域治水の推進について加筆修正しています。また、災害時に自治体間で職員の応援派遣を行う体制の強化等について追記するとともに、第1回定例会で報告した大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しに伴う指標、目標値の修正等を行っています。

小野危機管理室長 32ページを御覧ください。

日出生台演習場の使用等に関する協定の更新について御説明します。

1の概要ですが、この協定は、県及び地元3市町と陸上自衛隊との間で締結しているもので、5年間の有効期間満了に伴い更新したものです。協定の更新にあたり議論を重ねた結果、現協定

に異議がないことを全ての当事者で確認しました。

2の更新にかかる県・地元市町からの主な要望ですが、更新にあたり、県市町からは実弾射撃訓練について、協定で7時から21時までとされているところをこれまでと同様、日曜祝日の開始時間を8時からに、冬期の終了時間を20時までそれぞれ時間短縮するよう要望しました。

3の西部方面総監部からの回答ですが、協議の結果、自衛隊は榴弾砲等の実弾射撃訓練の時間について、これまでどおり自粛を続けることとなりました。来月末には、日出生台演習場の米軍使用に関する協定も有効期間を満了します。

県としては引き続き、地元市町とともに、県民の安全安心の確保を第一に、交渉に取り組みます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

御手洗委員 一昨日の台風ですが、強風の中で長い時間停電が続き、防災無線も使えない状態の中で、夜遅くなって避難しろと言われてもできるわけがありません。この計画の中で、一人の死傷者も出さないための対策はどう計画されていますか。

それと、防災無線については電気がないと無線の機能を果たさないのではないかと思います。どういう対策を講じて市町村に指示されていますか。

後藤防災対策企画課長 今回の台風においてもそうですが、基本的に一人の犠牲者も出さないためには、避難指示の段階で全員が避難することです。暗くなってからの避難はできないので、市町村には明るいうちに避難を呼びかけることを繰り返していただいています。

今回の台風もそうですが、台風接近前に気象台から説明を繰り返しており、市町村に対してもそれをWebで発信し、市町村もそれを受け、避難指示を出すタイミングを検討しています。今回も明るいうちの避難をお願いしました。

それともう一つ、停電やライフラインの被害

は当然あります。ある程度、途絶えることは想定できるので、そのライフラインが途絶えた場合に備えているんな避難グッズと言いますか、備品の備えを各家庭にはお願いするとともに、行政ではいろんな通信手段の多重的な確保、それから停電が起きても対応できるよう、無停電装置の設置をお願いしています。

御手洗委員 この数年、災害が頻繁に起こっていますよね。その災害に対する取組を検証すれば、おのずとさっき言われたことは解消されますよね。その徹底がされていないのではと。日田市、竹田市、豊後大野市、由布市も大きな災害があっている。負傷者があっているわけですから、そういう教訓をどうにかされているのかと思います。

失礼ですが、今日は20名近くいますが、皆さんの中に何名いるのかな。防災士の資格は全員持っていますか。私はほとんど持っていないのではと思います。議員は全員持っている。

岡本防災局長 今回は、過去に経験したことの無い台風という情報もあり、明るいうちの避難の呼びかけを行いました。また、避難所を設置しないと避難ができないので、親戚のところに行く方は置いておいて、今回は全市町村において避難所を開設し、いつでも避難ができる対応をしました。

それと、口を酸っぱくして早めの避難をしてくださいと呼びかけはしているのですが、強制的に避難させることができないので、その対応については今後の検討課題と思っています。

それと防災士について、県職員は毎年、定期的に養成する取組はしていますが、今御指摘のあったように、そこら辺の意識の醸成がまだ低いところはあると思うので、そこはしっかり徹底していきます。

御手洗委員 2日間、もうちょっとかな、停電が続いたんです。昼はいいとして夜に電気が付かない、もちろんテレビも付かないから不安を感じながらの生活。台風が過ぎ去るのを待っている。電気が付いたのは昨日の夕方ですよ。電線が切れたりしたのでしょうがそれは別にして、そういうところは事前に台風の情報から予測し

ているんですよ。

県や市町村がどれだけ地元に入ってやったのか。やはり、自主防災をどれだけ真剣に取り組むのかになるわけで、私の近くに高齢者がいるけど、こんなことは全くないんですよ。だから、やはりきめの細かい対策を講じる時期が来ているのではないかなと。

災害が何度もあって、今後またいつあるかわからないわけだから。検討する段階ではないですよ。すぐ取り組まないといけない状況だと思うので、ぜひ不安を感じさせない取組をお願いします。

羽野委員 日出生台演習場の使用に関する協定に関してですが、地元からの要望は前からずっとあると思いますが、協定自体の内容を変えられないのか。その理由が分かれば教えてください。

小野危機管理室長 今回の協定の更新にあたっては、この時間短縮の内容を協定の本文に入れていただけないかを出発点として話し合いをしました。

自衛隊ともいろいろ話をしましたが、向こうも恐らく訓練ニーズの高まりとかの事情もあったと思いますが、協定に書き込むことに関しては合意に至りませんでした。ただ、最終的には引き続き、しっかり地元の要望を反映するとの回答をいただきました。

羽野委員 要するに、説得力のある納得いく回答はなかったということですかね。

岡本防災局長 西部方面総監部の幹部の方と、私も直接協議を重ねてきました。

さきほど小野危機管理室長が申したように、地元の要望、また地元3市町からの要望を受け、協定の中に書き込んでいただきたいと要望しました。しかし、やはり昨今の情勢とか夜間の訓練の必要性等、その協議を重ねる中で、少なくとも現行の協定から後退はあってはならないということで、結果的にこれまでの要望を受け入れていただいたということです。

地元、市町には丁寧に説明していますが、今後とも引き続き説明していきます。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないようなので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

三浦委員 さきほどから、台風関係の質疑が出ていますが、本県のみならず九州各県も災害救助法の事前適用が県内で初めてされました。これにより、迅速に避難所の体制ができたと思います。

市町村は、避難所運営マニュアルに基づいた運営や、しっかりとしたコロナ対策を取られていましたが、災害救助法の適用によって救助の実施主体が、もともと市町村だったのが県に移行するという事です。

初の適用を受け、総括と言うとまだ終わったばかりですが、部長あるいは防災局長の中で何か見えてきたものであったり、私もこれから各市町村に聞き取りをしたいと思っていますが、市町村の連携がさらに必要だったり、その辺、具体的にお答えできる範囲で教えてください。

岡本防災局長 今回は、昨年5月の災害救助法改正後に第2条第2項が初めて適用されたものです。

国の災害対策本部設置とあわせて、鹿児島県が17日の15時に災害対策本部を設置し、16時に第1回の災害対策本部会議を開催しました。その後、九州各県がそれぞれ検討する中で、本県にもいよいよ台風が近づいてきたので、災害救助法のおそれ適用をしました。

災害救助法を適用する前後の明確な違いは、避難所設置に伴う費用負担が市町村だったものが、国と県が2分の1ずつ費用を負担することになる点です。ただ、第2条第2項を適用したから市町村が避難所を開設したわけではなく、結果的にその費用を負担してもらえたことになったということです。

まだ、台風が抜けて時間がたっていませんが、これから我々も福祉保健部と連携して、今回の

おそれ適用がこれまでとどういう違いがあったのか、それと今回のことについて何か課題はあったのか聞き取りをして、今後にいかしていきたいと思います。また、必要があれば説明します。

玉田委員 今回の予算で、燃油とか物価高騰対策で予算が組まれています、生活環境部が6月に石油製品販売価格等の調査結果を出しています。これは定期的に出していますよね。

これを見ると、本県はガソリンが180.7円で全国が170.4円、それから灯油は本県が18リットルで2,156円、全国平均が2,027円で、新聞とかで報道されたように、やはり大分県は全国平均に対して高いという実態が出ています。聞きたいのは、これだけ燃油高騰の問題がある中で、このデータを出した後に生活環境部としてどういうアナウンスをしているのか。

消費生活審議会の議論、議事録を見ても、燃油とかガソリンについて、あったかもしれないですが、公表されている分では何も出ていないし、そもそも審議会に知事が諮問するのか。あるいは意見聴取となっていますが、これについても問題にはなっていないので、それについて、こういうデータが出たときの消費者の課題について、生活環境部が消費者側に立ってどういうアナウンスをこれからしていくのかとか、どういう意見聴取をしていくのかについて、方針的なものを部長に伺いたいと思います。

高橋生活環境部長 燃油高騰の関係で、予算では必要な補正予算を組みましたが、確かに県としてその広報とか状況の把握ができていないと思います。

そこは、これからますますそういう問題が出てくると思うので、しっかり皆さんに状況を知らせながら、県として何ができるかという情報発信は、御意見いただいたことを受け止め、対応したいと思います。

河野消費生活・男女共同参画課長 燃油ガソリンの価格が非常に高騰していますが、これは他の商品と同様に、個々の事業者の自主判断に委ねられており、各ガソリンスタンドの立地環境

とか流通コスト、経営規模、仕入価格、こうしたものに基づいて決定されています。

そういう状況の中で、県内のガソリン価格の高騰がどういう理由で高いのか、我々も石油商業組合とかにもいろいろ聞きますが、明確な回答がもらえないのが実態です。

そういう中で、さきほど委員も言われたように、石油製品は県民の生活に欠かせないものなので、県内18市町村ごとのガソリン価格等の調査を年2回、5月と12月に実施しています。その結果を県のホームページに公表するなど、消費者がガソリン等を購入する際の判断材料となるよう、活用できるように公表し、皆様にはお知らせしています。

玉田委員 部長と課長の答弁で、そういう状況だと思いますが、審議会にこういう生活上の課題とかを一つの議題とか項目とか、何かそういう形で一度やり取りされたらどうかと思います。

その辺も含め御検討ください。よろしく願います。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別にないので、これをもって、生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時25分再開

二ノ宮委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員、小川議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

山田福祉保健部長 議案の説明に先立ち、先般

の台風第14号災害について、福祉保健部関係の御報告をします。

まず、施設等の被害状況ですが、一部の医療機関で停電が発生したため心配されましたが、自家発電等による応急措置が行われ、適切な対応により影響は軽微でした。これらも含めて、福祉施設や医療機関等からの被害報告は現時点で17件ですが、今のところ重大なものはなく、福祉保健部関係の今回の台風被害は、幸いなことに思いのほか小さいようです。

ここで、お手元にお配りした資料を御覧ください。

福祉保健部は、災害救助法を所管していますが、この法律は1の（1）にあるように、大規模災害が発生した際に、応急的に必要な救助を行うことを目的としています。

適用基準は（2）にあるとおり、まず①の表のように住家の被災件数が基準を超過した場合をはじめとして、その右側の②災害発生直後のおそれ適用、さらには大きく枠囲みしている③の災害発生前のおそれ適用の3種類があります。この③は、昨年5月の法改正により新たに追加された基準ですが、中ほどの囲みにあるとおり、今回の台風において、全国的に初めて適用され、本県を含む九州7県と山口県、高知県で適用されました。

本県では、18日からの3日間適用しましたが、避難所設置に係る経費を国と県が費用負担することを、災害が発生する前の段階から明確に示したことで、県としては市町村による迅速な避難所設置につなげることができたと考えています。台風第14号関係の報告は以上です。

次に、新型コロナウイルス感染症についてです。詳細は、次週の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会との合同委員会で説明しますが、新規感染者数はお盆明けをピークに減少に転じており、心配された病床使用率も今日現在で35.2%と大きく低下しています。

しかしながら、これまでの経験からいつ新たな変異株が発生するか分かりません。再び拡大に転じる可能性もあるので、決して油断することなく、これまでの対応をしっかりと検証しな

がら第8波に備えたいと思います。

それでは、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、福祉保健部関係について御説明します。

2ページをお願いします。

今回の補正は6月補正に続き、物価高騰の厳しい現状を踏まえた対策を、国の緊急対策を活用して追加で措置するものです。

6月補正では、食材費が高騰する中で給食を提供する幼児教育、保育施設等に対し、食材費増加相当分を支援する事業費を計上しましたが、今回の9月補正では、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の運営継続を図るため、電気代高騰分への支援や、今後の電気使用量を抑える省エネ化支援に取り組みます。

福祉保健部関係の補正予算額は、表の左上区分の上から2段目、補正予算第2号欄の福祉保健部部計の①16億1,895万2千円です。

既決予算にこれらを加えた現計予算額は一番下の段、現計予算欄の②1,332億855万1千円となります。

事業の詳細は担当課長から御説明するので、御審議のほどよろしくをお願いします。

渡邊福祉保健企画課長 3ページをお願いします。

番号1社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業の補正予算額は16億1,895万2千円です。この事業は、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の運営継続を図るため、電気代高騰分の一部を助成するとともに、省エネ化に向けた取組を支援するものです。

まず、1の電気代高騰相当額の助成については、各施設の令和3年度の電気代実績に、国が公表している電気代平均上昇率である18.6%を乗じて得た額の2分の1を補助します。

次に、2の省エネ設備整備への助成については、照明のLEDへの切替えや空調、給湯設備の省エネ製品への更新などを対象に、補助率4分の3で支援します。

補助対象施設が1万施設を超えますが、電子申請を活用し、スマートフォンやパソコンからの申請を可能とすることで、申請者の負担軽減

と審査、支給事務の迅速化を図りたいと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

土師保護・監査指導室長 4ページをお願いします。

請願20物価高騰に見合う年金額引上げを求める意見書の提出について御説明します。

公的年金制度については、国において制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図り、将来的に安心な年金制度を構築するため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等所要の措置が講じられています。

現在進行中の物価高騰の年金額への反映は、令和5年度支給分からと見込まれますが、国は家計への物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給することを閣議決定しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

羽野委員 年金受給者以外にも、賃金の低下や物価高騰によって可処分所得がかなり減り、厳しい状況になっています。そういった中、一方で

はこういった取組もあるようなので、一旦ここは状況を踏まえ、経過を見ながら結論を出したいと思うので、できれば継続で。そこら辺の状況を見る意味で、継続にさせていただきたいと思えます。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。継続審査の申出がありましたが、皆さんどうでしょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 では、御異議はないので、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は、陳情が1件です。

それでは、陳情49潜在看護師の活用を求める意見書の提出について、説明を求めます。

小野医療政策課長 5ページをお願いします。

陳情49潜在看護師の活用を求める意見書の提出に関する陳情書について御説明します。

本陳情書は、現在のパンデミックへの対応に加え、今後も起きうるパンデミックや自然災害に対応するため、厚生労働省に対し、潜在看護師を活用すべきとの意見書の提出を求めています。潜在看護職員の活用にあたり、本県では大分県ナースセンターで看護職の無料職業紹介事業や再就業支援の研修等を行っています。

令和3年度は、前年度比150人増加の409人の潜在看護職員等をマッチングしており、この多くがワクチン接種や宿泊療養施設など新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等は

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。なお、新型コロナウイルスの感染状況については、26日の議会閉会后、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会と合同で委員会を開催し、そこで報告していただくので、本日の報告はありません。

それでは、①から③の報告をお願いします。

小野医療政策課長 6ページをお願いします。

地方自治法の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について御報告します。

本法人は項目2にあるように、全額県出資の法人です。その下の3事業内容にあるように、令和3年度の学部卒業生の就職率は97.1%であり、このうち県内就職率は54.5%、前年度に比べて6ポイント増加しています。学部の志願者数は451人、定員は80人なので、倍率は5.6倍となっています。また、看護師の国家試験の合格率は3年連続100%となっています。

次に、項目4の3年度決算状況です。経常収益は10億1,343万3千円で、主な内訳は県からの運営費交付金6億5,472万3千円、授業料2億390万5千円などとなっています。経常費用は10億1,014万4千円で、経常利益は328万9千円の黒字となっています。これに、設備整備等に充てるための積立金1,806万2千円の取崩しを行っているため、当期総利益は2,135万1千円の黒字です。なお、この当期総利益については目的積立金として積み立て、次年度以降、教育研究の質の向上に向けた設備整備等に充てる予定となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項並びに6の対策及び処理状況です。看護科学大学は、平成10年の開学から24年が経過しており、懸案事項として、人材面及び施設、設備面の2点を記載しています。

まず人材面では、令和3年度から12年度までの10年間で教員の約3分の1が定年退職することから、円滑な新陳代謝が求められています。このため、学内からの若手教員の登用と経験豊富な外部人材の確保を計画的に行うとともに、学内で人員配置や人材育成方法などの検討を進めることとしています。

施設、設備面では教育、研究用の機器類や施設の老朽化により修理、更新費用等の増加が見込まれます。機器類は、積立金を活用して優先順位に基づき効率的に更新を行うとともに、施設については令和2年度に行った保全調査結果に基づき、予防保全に取り組むこととしています。

同法人に対して、地方独立行政法人法に基づき大分県地方独立行政法人評価委員会が行った業務実績に関する評価結果について、御報告します。

評価結果の詳細は、議案書の162ページから記載していますが、説明はこの資料により行います。

7ページをお願いします。

2令和3事業年度の業務実績に関する評価結果については、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。(2)の大項目評価としては、Iの教育研究等の質の向上、IIの業務運営の改善及び効率化の2項目については、特筆すべき進行状況であるとしてS評価を、IIIの財務内容の改善、IVの自己点検・評価及び情報提供、Vのその他業務運営の3項目については、計画どおりであるとしてA評価を受けています。

その評価理由については、(3)にあるように、IT等を活用した教材を導入するなど、学生の学習環境を整備する取組を進め、さらに模擬試験結果の分析や集中セミナーなどを実施した結果、看護師の国家試験合格率100%を達成したことが評価されたほか、理事長が全17研究室の教育負担を見える化し、そのエビデンスに基づき社会看護学研究室を新設するなど効果的な運営体制の改革を行っていることなどが挙げられています。

3中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価結果については、全体として中期計画が順調に実施されており達成が見込まれるという結果でした。(2)の大項目評価としては、Iの教育研究等の質の向上、IIの業務運営の改善及び効率化の2項目については、特筆すべき進行状況であるとしてS評価を、IIIの財務内容の改善以下3項目については、計画どおりであるとしてA評価を受けています。

その評価理由については、(3)にあるように、看護師の国家試験合格率100%を継続していることや、県内就職率は50%を超え、増加傾向にあることが評価されたほか、理事長が強いリーダーシップを発揮し教員や学外理事等の意見を取り入れ、学内の了解を得ながら改革を推進していることなどが挙げられています。**渡邊福祉保健企画課長** 福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。

8ページをお願いします。

当部が所管する団体は4団体あり、出資比率が25%以上などの県と密接な関係を有する団体である指定団体が、社会福祉法人大分県社会福祉協議会、公益財団法人分県地域保健支援センター、公益財団法人分県臓器移植医療協会の3団体、出資比率が25%未満の団体が、公益財団法人分県アイバンク協会の1団体となっています。

左側、社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

まず、項目欄2にある資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

次に、項目3の事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や、2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4の3年度決算状況についてですが、左側の事業活動計算書の一番下、当期経常増減差額は8,997万9千円の黒字となっています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については23億8,092万1千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、当期経常増減差額は黒字となりましたが、今後、総合福祉会館の老朽化に伴う施設改修が見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。また、地域共生社会の実現に向けて、市町村社協や関係団体等へのより効果的な支援など、県社協の果たすべき役割がますます増加していることから、地域福祉を推進する人材の育成、確保等とともに、組織体制の充実に努める必要があると考えています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、財政基盤のさらなる強化を図るため、職員の意識改革に努めるとともに、IT等を活用した働き方改革を推進します。また、組織体制の充実に図るため、体系的な研修の実施や優秀な人材確保に向けて、中堅、若手職員等の計画的な採用に取り組むこととしています。

続いて、右側を御覧ください。

公益財団法人大分県地域保健支援センターについてです。

項目2の県出資金は500万円で、その出資比率は25%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、主な事業は3の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業です。県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診等を実施しており、令和3年度の検診受診者数は延べ16万5,666人となっています。

項目4の3年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は955万2千円の黒字となっています。右側の貸借対照表の下から3行目の正味財産（純資産）は5億77万9千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、巡回型検診については受診者数が減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの傾向が見られましたが、センター内のクリニックの開所日数増等の経営努力により、黒字決算になりましたが、さらなる経営の健全化が必要です。

項目6の対策及び処理状況についてですが、住民検診においては、市町村との連携強化による未受診者に対する受診勧奨の拡大や事業所検診の新規受託、再委託に努め、受診者数の増加と収益の向上を図ります。

続いて、9ページをお願いします。

左側、公益財団法人大分県臓器移植医療協会についてです。

項目2の県出資金は2千万円で、その出資比率は30.1%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の県民への移植医療に関する普及啓発事業や、2の腎臓の提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業などとなっています。

項目4の3年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は1万9千円の黒字となっています。右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,055万6千円となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項ですが、腎臓提供、移植件数が停滞していることから普及、啓発活動の強化が課題となっているほか、経営体質の強化のため自主財源の確保拡大を図る必要があります。

そのため、項目6対策及び処理状況にあるとおり、SNS等の多様な広報媒体を活用し、臓器移植に関する県民の理解が深まるよう広報等に努めるとともに、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進め、自主財源の確保に努めることとしています。

続いて、右側を御覧ください。公益財団法人大分県アイバンク協会についてです。

項目2の県出資金は500万円で、その出資比率は6.8%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の献眼者の募集及び登録や、2の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんなどとなっています。

項目4の3年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は24万1千円の黒字となっています。右側の貸借対照表の一番下の正味財産は7,5

24万2千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、献眼者数を確保するための普及、啓発活動の強化や、寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、SNS等の多様な広報媒体を活用し、献眼に関する県民の理解が深まるよう努めるとともに、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めることとしています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

後藤副委員長 すいません、私がちょっと勉強不足で申し訳ない、教えてください。

看護科学大学の令和2年度の志願者数は501人で、次の年は100人ぐらい減って、令和4年ではまた増えてと。これはコロナの影響とか、そんなのがあるのか教えてもらいたい。

あと、大分県が100%出資しているので、県内就職率50%とか言わずに、もう少し7割とか8割とかを目指したらどうかと思って。大分県は給与が安いからとか、そんなことなのかを教えてください。

小野医療政策課長 まず、看護科学大学の志願者数の波についてです。コロナの影響ではなく、例年、大体波を繰り返しているようです。学生がどこにするかというとき、昨年度の倍率を見て、低めのところにといった動きがあると聞いていますが、大きな理由はないと思っています。

それから、県内就職率の向上について、今50数%だけでも、もっと7割8割と高い水準を目指すべきだという言葉いただきました。ある意味おっしゃるとおり、看護師の絶対数が不足している状況なので、県内就職率をいかに高めていくのか、福祉保健部と看護科学大学でよく話をしています。

今の中期計画が令和5年度までになっていて、その目標値が県内就職率50%になっています。来年改定の時期になるので、その辺をもっと高めていくことも含め、検討していこうと考えて

います。

ちなみに、九州各県の県立看護大学で似たところを見ると、もう少し低かったりします。50数%は横並びだけで見れば、遜色ないと言うか、ちょっと上回っているぐらいのレベルです。ただ、それに甘んじることなくしっかり県内就職率を高めていくようにやっていきたいと思っています。

後藤副委員長 教育委員会ではツイッターとかで採用とかいろいろ出しているの、ぜひ若い人に向けて何かそういうツイッターとかインスタグラム、TikTokとかをして、受ける人が増えるような努力をされたらいいと思います。どのみち看護師は絶対不足するので、今から大量に確保しておくのがいいと思うので。要望みたいなものです。

小野医療政策課長 看護師を目指す学生に、しっかりPRしていくのは大事なことと思っています。

ナイチンゲールの誕生日が看護の日になっていて、各保健所で中学生、高校生を対象にそういったPR活動もやっていますが、今コロナで少しそこが下火というか低めになっているので、そういったところに加えて、SNSの活用もしっかりやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

三浦委員 看護科学大学について、今の話を聞いて九州各県の状況も分かりました。来年改定されるビジョンでは、もう少し高い県内就職率を期待したいと思っています。

施設整備の関係ですが、令和2年に事前調査を行ったということですが、私も当然訪問したことがあり、かなり老朽化が激しいかなど。いろんな機器があり、学生がそこで学ぶ中で雨漏りがあって、県立の看護科学大学としてどうなのかと。しっかり整備してほしいという思いが強いですが、課長、状況はどうでしょうか。

小野医療政策課長 さきほどの雨漏り等もあるがというお話です。

実は今年度、管理棟の屋上の防水改修工事等もやっていますが、このまま建て替えをせずずっと補修するとき、令和22年度までの必

要な数値を委託で出しています。20億円程度かかるので、それを平準化し、しっかり整備します。教育の質もそうですが、そういった建物が余りにも老朽化していると、学生も志望者も減ることがあると思うので、いい人材に来ていただくためにもしっかり施設整備もやっていきたいと思います。

三浦委員 土木建築部に施設整備の関係でしっかり話をしていただきたい。本当に1か所とかではなかったと。看護科学大学の施設を回ったときに、数箇所あったような印象があります。職員等に話を聞いても、やはり何とかしてほしいという声が大きかったと思うので、ぜひ次世代を担っていく看護職員がここから輩出されるわけですから、県立の名の下、早急に何らかの対応をしてほしいと要望しておきます。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないようなので、次に、④と⑤の報告をお願いします。

山田福祉保健部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

10ページをお願いします。

総合評価については、さきほど生活環境部から説明しているので省略します。

13ページをお願いします。福祉保健部の所管する施策は、左から2列目政策欄の1一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から3障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現までの三つの政策の9施策と、7多様な主体による地域社会の再構築の(1)、さらに8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)の11施策です。これらの総合評価は、Aが8施策、Bが3施策となっています。

本日は、これらの中から主要な取組の内容と、その達成状況について御説明します。

14ページをお開きください。施策名、結

婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備についてです。

中段のⅡ目標指標の欄の一つ目、出会いサポートセンター成婚数は、令和3年度末の目標を累計45組としていましたが、実績は98組と大きく目標を超え、さらに本日現在では125組となっています。

センターの開設から4年が経過し、下段のⅢ指標による評価に記載にしているように、おうちでえんむす部やスマホでえんむす部など、コロナ禍にあっても自宅からオンラインでお見合い等ができるサービスを積極的に導入した結果、会員数、お見合い回数が共に増加し、成婚数についても令和6年度の最終目標である90組を既に大きく上回る成果を出すことができました。

今後については15ページの一番下になりますが、Ⅶ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツに記載したとおり、AIを活用した新たなマッチングシステムを導入し、相性のよい相手との出会いにつなげ、成婚数のさらなる増加に努めます。

続いて16ページをお願いします。

施策名、みんなで進める健康づくり運動の推進についてです。中段の目標指標は健康寿命ですが、男性73.72歳、女性76.6歳で、それぞれ目標を上回り、全国順位も男性が1位、女性が4位と大きく躍進しました。

これは、下段のⅢ指標による評価に記載しているように、健康経営事業所による職場ぐるみの健康づくり、介護予防や通いの場への参加といった高齢者の健康づくりなどに、県民総ぐるみで地道に取り組んできた成果と考えます。

今後は、17ページの一番下、Ⅶ総合評価と今後の施策展開について2ポツ目に記載のとおり、新たに健康寿命延伸アクション部会を設置し、市町村や企業とともに好事例の横展開を図るなど、引き続き取組を強化し、男女ともに健康寿命日本一を目指していきます。

続いて、18ページをお願いします。

施策名、障がい者の就労支援についてです。目標指標の一つ目、障がい者雇用率の全国順位については目標1位に対し実績は7位と、日本

一に向けては相当の努力が必要な結果となりましたが、二つ目の障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額については、目標1万8,988円に対して1万8,917円と、概ね達成しました。

障がい者雇用率については、Ⅲ指標による評価に記載しているように、障がい者雇用アドバイザー等によるマッチングや職場定着、一般就労への移行の支援のほか、障がい者雇用の優良事例を紹介する企業向け情報誌を創刊するなど、様々な取組を進めてきましたが、全国順位を押し上げることができませんでした。

一方で、二つ目の平均工賃については、単独の事業所では困難な大ロットの発注にも対応する共同受注センターや、アグリ就労アドバイザーによる農福連携の取組などにより、コロナ禍による受注減少の影響を受けつつも、工賃の向上につなげることができました。

今後は、19ページの一番下、Ⅶ総合評価と今後の施策展開についてに様々記載しましたが、マッチングや定着支援はもとより、一般就労の実績に応じた奨励金の支給や伴走型支援の強化に取り組みます。また、工賃についてはITなど新しい分野もしっかり取り込めるよう共同受注センターの体制を強化するほか、農福連携などを進め、収入の安定確保と向上を図ります。

内海こども未来課長 大分県次世代育成支援行動計画おおい子ども・子育て応援プラン（第4期計画）の進捗状況について御報告します。

20ページをお願いします。

このプランは、次世代育成支援対策推進法に基づく本県の行動計画として、また、長期総合計画の主要政策の一つである子育て満足度日本一の実現を目指す部門計画として令和2年3月に策定したものです。

20ページから23ページに個別事業ごとの評価として、第4期計画の2年度目となる令和3年度末の実績を一覧表で記載しています。表の一番左側、第1章子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくりや第2章結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくりなど、八つの基本施策に沿って88項目の指標にそれぞれ目標値

を設定しています。

表の右上に、88項目の結果をまとめて記載していますが、令和3年度末目標値に対する達成率は100%以上が32項目、90%以上が21項目、90%未満が12項目、実績値未確定が23項目となっています。

24ページをお願いします。

総合的な評価については、子育て満足度日本一の実現に向けた達成状況を客観的に見るために、11項目の指標と目標値を設定しています。表の右端に、令和2年度と比較した令和3年度末実績を矢印で記していますが、上向きとなったのが、①の住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合など4項目あり、中でも⑧の保育所待機児童数は令和2年度が10人で全国12位でしたが、令和3年度に待機児童ゼロとなり、1位を達成することができました。

一方、下向きとなった2項目のうち⑩の自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合（中学3年生）については、令和3年度全国学力・学習状況調査の際にアンケートを取るものですが、主観的要素が強く年次比較が難しい不安定な指標ではありますが、順位は下げたものの割合は1ポイント上昇しています。引き続き教育庁とも連携し、家庭や学校等で子どもが自己肯定感を高める環境づくりに努めます。

今後も、このような進捗状況を踏まえ、子育て満足度日本一の実現に向け、各種施策を進めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 障がい者の就労支援で、雇用労働政策課と関係してくると思いますが、障がい者雇用アドバイザーは県内に何人いるのでしょうか。

柳井障害者社会参加推進室長 雇用アドバイザーは7人います。大分地区には2人配置しています。

三浦委員 そうですね。私も人数は把握していますが、中部エリア以外はほぼ1人で、実際マンパワーが不足していると感じませんか。

企業訪問や人と企業のマッチング等、正にハローワークも企業も支援学校もそうで、この方が入り込んでやっていく中で、例えば、私が住む東部エリアは国東まで入っていますが、アドバイザーが1人しかいません。客観的な数値を見ても達成するためのマンパワーが足りないのではと思います。

大分市と由布市で2人しかいないということだから、その辺は室長どうでしょうか。

柳井障害者社会参加推進室長 法定雇用の対象企業の多くが大分市のある中部地区に集まっているので、確かに大分地区で2人というのは、かなり受け持っている企業数が多くて大変な状況だと思います。これは現在、ハローワークとか教育庁、アドバイザーとも連携して対応しています。マンパワーとしてきついことについては認識しています。

三浦委員 正にそのとおりで、障がい者雇用アドバイザーだけでなく、高等技術専門校の障がい者就業訓練コーディネーターとか特別支援学校のコンダクター等、またハローワークもそうですが、まずはやはりその辺も一度検討していただきたい。

目標順位を1位と大きく掲げているので、企業の雇用はもちろんです。定着について。定着支援アドバイザーは各エリアで1人ずつの配置で、いないところもあるようです。ぜひその辺も一度、来年度を踏まえ検討していただきたいと。要望したいと思います。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 子育て応援プランに関してですが、産後ケアにどう取り組んでいくか教えてください。

今、コロナの関係で生まれてすぐ母子分離しなければならない状況があり、そういう感染症が今後もまた流行することも危惧されています。災害が多発する今までにない状況の中で、特別な状況に置かれた産後間もない方のケアが大事だという声を聞いています。

母子分離はやむを得ないけれども、そこでしっかりケアをすることが、その後の子育てに大きく影響していくとも御意見をいただいています。貧困とかいろんな状況がある中で、産後ケアに力を入れていくことが安心して子育てできる環境づくりに大事ではないかと考えています。その点、何かあれば教えてください。

池邊感染症対策課長 私からは、実際コロナに感染した陽性妊婦の分娩後の産後ケアの利用状況について、簡単に御説明します。

実際、議員御指摘のとおり、妊婦が陽性の場合、生まれてくる赤ちゃんをコロナに感染させるわけにはいかないので、母子分離は必須となっています。また、すぐにカンガルーケアみたいなのができないので、療養期間が明けてからは、ほぼ全ての妊婦に産後ケアをお勧めし、多くの御利用をいただいています。

それと周産期母子医療センターについて、かかりつけ医で分娩できず、いつも関わっている助産師との関わりも薄くなるので、かかりつけ医での産後ケア事業を積極的に進めています。保健所と市町村が連携して、多くの妊婦に活用していただくよう勧めていて、活用状況としては、私が把握している範囲ではかなりの頻度があると聞いています。離れていた期間を埋めるためにも、これからも積極的に活用していただきたいと思い、保健所も一生懸命勧めています。

内海こども未来課長 一般的な産後ケア事業についても補足で説明します。

核家族などで、例えばおじいちゃんおばあちゃんに頼れない方など、支援が必要な妊産婦と言いますか、出産直後の方に対して産後ケア事業を各市町村で今実施しています。

例えば、コロナで外出が不安とか、あとは小さいお子さんを抱えて実際に市町村の窓口に行くのが大変だという方に対しては、御相談いただければ、保健師が実際にアウトリーチと言いますか、申込みの書類などを持って御自宅に行って申請を受け付けることもやっていて、必要な方に必要な支援が届くように対応しています。

猿渡委員外議員 ありがとうございます。お疲れ様です。

産後ケアの対象がもっと幅広くなるとありがたいという声も聞いているので、今後、その方向でよろしくをお願いします。

羽野委員 農福連携についてお尋ねします。

どういう作物、あるいは作業ができるかという調査を、以前にJAを通じて農林水産部がやった気がしますが、福祉事業所あるいは障がい者の団体と農家とのマッチングについて、具体的には市町村の窓口でやっているのか。あるいはどこか別のところが取りまとめて、どういう作業がいいとか希望が来ているとか、これはいかがですかというマッチングなど、実態としてどこでどうされているのか。

それから、農業で障がい者が従事可能な新たな作業の調査と言うか、継続していくのが大事だと思いますが、そこら辺の今後の予定があれば教えていただきたい。

柳井障害者社会参加推進室長 農福連携のマッチングについてです。

まず、福祉でも農業分野で活動できる事業所については私どもで調査し、一覧にしてホームページで提供しており、各振興局にも情報提供しています。

農家とのマッチングについては、振興局の職員が農家のニーズを聞いて、個別具体的なマッチングをし、農作業のお手伝いをしています。また、新規に農業に取り組む事業所は農業経験がなく、技術的なアドバイスが欲しいというニーズもあるので、私ども障害者社会参加推進室内に県の農業職員OBですが、アグリ就労アドバイザーを1人配置しており、年間100件を超える指導をしています。

今後、特に知的障がい者を多く受け入れている事業所については、デスクワークよりも外の作業が向いている方もいるので、ニーズはあると思っています。一方で、農家も人手不足の状況もあるので、今後も農林水産部、振興局ともしっかり連携し、推進していきたいと考えています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、次

に、⑥の報告をお願いします。

内海こども未来課長 大分県内部統制評価の報告について御説明します。

内部統制制度の実施状況については、地方自治法に基づき毎年度その自己評価を行うとともに報告書を作成し、監査委員の審査意見書を付けて議会に提出することとなっています。全体概要は総務企画委員会で御説明しているので、ここでは福祉保健部での事案について御報告します。

25ページをお願いします。

まず1の概要ですが、本件は国の子ども・子育て支援交付金の事業のうち、コロナ禍を受けて令和元年度に新たに創設された児童福祉施設等のコロナ感染対策に要する経費を補助する事業についてです。交付決定額の繰越処理にあたり、繰越確定額の国への報告を県が誤ったことにより、市町村に本来支払われるべき補助金交付額に263万3千円の不足が生じたものです。

次に、2の経緯ですが、このコロナ感染対策に関する事業は令和元年度末の令和2年3月10日に創設されたメニューであり、県内全市町村が交付申請を行いました。ただし、当時マスクや消毒液など感染対策に必要な物品が全国的に品薄となったことから、国において繰越しが可能である旨が示され、それを受けてA市から追加で増額の交付申請がありました。そしてA市を含む6市町から繰越しの申請があり、九州財務局からその全てについて繰越承認をいただきました。

しかし、令和2年度になってから、事業を所管する内閣府あてに提出した繰越額確定計算書には、誤ってA市を除く5市町分の事業費のみを記載して提出してしまい、結果として補助金交付額に不足が生じることが令和3年度になって行う精算手続の中で判明したものです。

3の原因ですが、まず、年度末に緊急に創設されたコロナ関連での事業への対応で職員が多忙を極める中、課内の事情による担当変更もあり、引継ぎが十分ではなく、令和2年度の担当者が事務の経緯が分かる資料の確認や市町村との連絡調整を十分に行わないまま、古い資料を

根拠に手続を進めたことがあります。

また、それまで当該交付金の事務では繰越しが生じたことがなく、事務処理の手順が確立しておらず、国への関係書類提出時における所属内での確認も不十分であったこと、さらにA市のみが異なるタイミングで申請し、かつ年度末の対応となったことから年度内に書類整理が行き届かず、新年度の担当者への引継ぎが不十分となったことも要因と考えています。

4の対応状況ですが、子ども・子育て支援交付金の事業の県負担分を措置している事業費の財源を充当しています。

今回の事案を受けて、5の再発防止策として、国の交付金の事業に係る事務処理の進捗について管理するための資料を整備し、所属内で共有しました。また、事務処理マニュアルを整備し、関係市町村への照会、確認を必ず行うこととし、所属内で共有しました。さらに異動等による引継ぎにあたっては担当間だけではなく、当該年度及び前年度のそれぞれの班総括と担当の間で引継資料を共有する等、総務部が示す事務引継の方法を徹底するようにし、再発防止に努めています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 私から2点。

一つは、静岡県であった園児の置き去り事件です。それを受け、県の対応が新聞に報道されていましたが、委員会にも説明を。それから、それぞれの施設側の受け止めと言うか、それについてお答え願いたい。また、送迎バスについては運営費補助金の対象にはなっているのか、それについてお答え願います。

2点目は宗教2世の問題ですが、ヤングケアラー等、前向きにいろんな調査をしていただいています。我々としてはしっかりヤングケアラーとか、子どもの問題としていろんな応援が必要だろうと思います。この問題についてどうお考えか、お答えください。

内海子ども未来課長 まず、1点目の保育所等における送迎バス事故についての県での対応です。

静岡県での事故を受け、改めて県からは乗降時の人数確認と降車後の車内確認等について盛り込んだマニュアル作成の徹底を通知しています。また、県では現在、送迎バスを有する全施設に対する緊急点検を実施しており、さらにその結果も踏まえた実地調査も行う予定です。

施設の受け止めですが、今正に調査収集中で、この静岡県の件も踏まえ、改めてバスの安全点検について強化しているという答えもありました。

すみません、バスが補助金の対象になっているのかは、後ほど確認させていただければと思います。

玉田委員 バスの運行の方です。

内海子ども未来課長 運行については対象になっていません。

隅田子ども・家庭支援課長 2点目の御質問です。

宗教2世に関して言えば、私どもの範疇ではないと思いますが、それに伴って生じる生活上の問題に対してということでしょうか。

玉田委員 もちろんそうです。

隅田子ども・家庭支援課長 そうすると、かなり幅広い分野に関わりを持っていかなければいけないと思います。私どもの所管は主として、18歳未満の子どもが対象なので、青少年の分野とかそれ以上、生活困窮者といったところも様々な範囲と言いますか、分野に関わりを持っていくことが必要かと考えます。

ヤングケアラーに関しては、昨年度調査をして千人程度いるのではないかと、支援が必要なのではという数字が出ましたが、なかなかこれが潜在的で数字が上がってこない。上がってきた

ときにはもう既に家族関係が破綻して、親子を分離しなければいけない状況になっているケースが何件かあります。

その前に何とか子どもたちが小さいうちに手を打つことが必要ですが、これがなかなか潜在化して難しいので、子どもに関わる、それから家族に関わる学校とか、介護の事業所とか保育所、御近所の方とか、そういった方のアンテナを高くしていただかなければいけないので、今年度、通知、啓発をしながら関係者の研修を順次行っています。

また、後半にかけてブロック別の事業所向けの研修などを計画していますが、これがどういった関わりをしていくかも非常に難しい。他県の専門家でも今実際にかかっている方から伺えば、親子が望んでいない、それを無理やりとはなかなか難しいので、伴走支援で寄り添いながらやっていくことが大事だと。

そこも関係者の間で関わり方を協議しながら進めていくことも必要と考えています。

玉田委員 送迎バスについては、今回の事件で運転手の問題とか、そこに仮に保育士が配置されていればその人の問題とか、勤務時間外、運営以外のところで見ているとか、運行についてのいろんな課題が出ると思うわけですね。

例えば、高齢者がバスを運転しているケースもあると思うので、少し今回の問題を、そういう部分で掘り下げていただきたいと思います。

それから、隅田課長ごめんなさい。私がヤングケアラーとか言ったものだから、いろいろくっついてしまったと思いますが、要するに、今言われている宗教2世とかは家庭の問題ではありますが、例えば、学校現場でスクールソーシャルワーカーとか、子どもたちの困り事の情報共有の中でこの問題が出てくるのではないかと。そういう意味で、そこについてこれからどう把握し、どう支援を進めていくのかなということです。

今のお話の中では、状況を見ながら伴走していくということでしたので、この問題はまだ始まったばかりと言うか、いろんな形で議論され始めたばかりなので、これからのいろんな社会

的な情勢の推移を見ざるを得ない部分がありますが、さきほどおっしゃった研修の中で、いろんな形でこういう問題についても啓発していただくことも必要と思うので、要望としてよろしくお願いします。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別にないので、これをもって、福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

二ノ宮委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

第2回定例会の内部協議の後、委員並びに執行部から調査地の要望や推薦をいただいています。その内容を踏まえ、調査行程表案を作成しているので、事務局は説明をお願いします。

〔事務局説明〕

二ノ宮委員長 それでは、調査行程表案について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 それでは、県外所管事務調査については、11月15日から17日までの3日間で、行程案に記載の内容で調査を実施することとします。調査の細部については引き続き、私に御一任願います。県外調査を欠席する場合は、各種手続の関係もあるので、事務局あて速やかに連絡をお願いします。

なお、今後のコロナの感染状況などによってはオンラインによる調査や、調査自体を中止す

る場合もありますので、申し添えます。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別にないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。